

# さつま町農林業いきいきプラン



鹿児島県さつま町  
さつま町農林技術協会

令和3年4月発行

<<<<<

目 次

>>>>>

第1章	計画策定について	1
第2章	農業・農村の現状	2
第3章	農林業産出額の現状と目標	5
第4章	農林業振興の基本的な考え方	8
第5章	農業の振興（分野別取り組み）	10
1	担い手の育成	10
2	園芸作物等の推進（重点品目等の推進）	14
3	工芸作物の推進	22
4	土地利用型作物の推進	24
5	畜産の振興	27
6	むらづくりの推進	30
7	農用地の有効利用	33
8	土地基盤の整備	35
9	安心・安全な農林産物の生産や地産地消等の推進	37
第6章	林業の振興	40
第7章	推進体制	42

## 第1章 計画策定について

### 1 計画策定の主旨

食料・農業・農村政策については、平成11年7月に「食料・農業・農村基本法」が制定され、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興という四つの基本理念を具体化するための施策を推進してきたところがあります。また、「食料・農業・農村基本計画」を定め、今後10年間の農政の基本方針を示すこととし、概ね5年毎に見直し、所要の変更を行うよう計画を策定しているところです。

そのような中、平成27年4月には、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が施行され、農林業は、単なる農業生産活動だけでなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農林産物の供給機能以外の多面にわたる機能の充実に寄与していくことが確認されています。

令和2年4月には、第5期の基本計画が示されたところではありますが、人口減少、高齢化、人々の働き方や価値観の多様化、ライフスタイルの変化に対応するとともに、地域と多様に関わり合う「関係人口」を創出・拡大することを提起しています。

農林業を取り巻く環境が大きく変化していく中で、今後の農林業の振興を図っていくためには、これからの地域農業を担う「担い手」の育成や産地間競争に生き残るための「さつまブランド」の確立、6次産業化による所得の向上等に取り組む必要があります。そのことが農林業経営の安定と併せて健全な農村社会の発展や維持存続に繋がるものであります。

このようなことから、さつま町の農林業振興を推進していくために、さつま町農林技術協会が主体となり、農林業振興の基本的な推進計画となる『第4次さつま町農林業いきいきプラン』を策定（見直し）するものであります。

### 2 計画の位置付け

この計画は、第2次さつま町総合振興計画の産業経済部門における農林業の振興について目標数値を掲げた推進計画として具体化するものであり、今後の本町の農林業施策を推進するための基本となる計画として位置付けています。

そのため、本町農林業の推進機関であるさつま町農林技術協会（各農林業関係機関で構成）における振興指針とするものであります。

### 3 計画期間

令和3年度を初年度として、令和7年度までの5年間とします。

但し、長期的観点で推進を図る必要があるものについては10年間とします。

## 第2章 農業・農村の現状

さつま町は、平成17年に旧宮之城町、鶴田町、薩摩町の3町が合併し、人口25,690人、世帯数10,248戸として誕生したが、現在では、人口20,236人、世帯数9,380戸（令和2年10月1日現在）と減少している。また、公民会（集落）数は、宮之城地区が72公民会、鶴田地区が33公民会、薩摩地区が25公民会の130公民会（合併時145）でその殆どは中山間地域における農村集落で構成されている。

### 1 農家戸数等の推移

農家数は、令和2年度において1,834戸で、この内販売農家数は約65.8%の1,206戸となっている。農家数は年々減少傾向にあり、平成22年度から10年間の推移を見ると、販売農家が649戸（35.0%）の減、農業就業人口が1,008人（37.0%）の減となっている。なかでも農業者の高齢化率が60.2%と大幅に低くなっており、国の平均69.8%と比較しても、親元就農や経営継承など若返りが進んでいる様子が伺える。

今後においても、人口減少や高齢化による離農、新規就農者の減少といったことから、更に農家数及び農業就業人口ともに減少することが見込まれる。

#### <農家数等の推移>

区分	22年度	27年度	2年度	備考
農家数（戸）	2,754	2,278	1,834	
販売農家数（戸）	1,855	1,561	1,206	
農家人口（人）	5,901	3,780	2,808	販売農家
農業就業人口（人）	2,728	2,085	1,720	販売農家
高齢農業者数（人）	1,931	1,278	1,036	販売農家
高齢化率（%）	70.8	61.3	60.2	
基幹的農業従事者数（人）	2,313	1,791	1,342	販売農家

（資料：農林業センサス）

### 2 耕地面積等の推移

耕地面積は、令和2年度で3,200haとなっており、この内水田が68.1%の2,180haを占めその割合が高くなっている。経営耕地面積は、農家数の減少や高齢化とともに耕作放棄地が年々増加の傾向にある。特に山間迫田などの農業生産条件の悪い農地を中心に、耕作放棄地が増加している。また、耕作放棄地面積は、今回の農林業センサスの調査項目から、除外されたところである。

### <耕地面積の推移>

区 分	22年度	27年度	2年度	備 考
耕地面積 (ha)	3,360	3,320	3,200	
うち水田 (ha)	2,280	2,250	2,180	
うち畑 (ha)	1,080	1,070	1,020	
経営耕地面積 (ha)	2,680	2,462	2,217	
耕作放棄地 (ha)	410	489	—	(注)2年度調査から除外

(資料：農林業センサス、農林水産業統計調査)

## 3 本町農業の抱える課題

農家数や農業就業人口は急激に減少してはいるものの、農業者の高齢化率は平成22年度とすると、10.6パーセントほど下がっており、畜産業を中心に若い世代への交代や引き継ぎが進んできている。

しかしながら、経営耕地面積の減少に見られるように、農業生産力の低下や農地の荒廃化など農地の果たす多面的機能の低下、農村環境の悪化が懸念され、「将来、誰が集落の農業を担っていくのか」ということが、大きな課題となっている。

また、本町は水田地帯であるが、排水の悪い圃場も多いため、水稻の収穫作業等において支障をきたす圃場や、高収益作物への転換が難しい圃場もある。

園芸作目においては、トマトやいちごなどの施設園芸の他、さといも、ごぼう、かぼちゃなどが主体として生産されてきているが、いずれも生産農家の高齢化や価格低迷、農業資材の高騰など生産環境は厳しい状況にある。

花きにおいては、胡蝶蘭やアイビー、スマイラックス等の生産が盛んに行われているが、新型コロナウイルスの感染拡大により、冠婚葬祭における需要が減少しており、今後は厳しい販売状況が予想されている。

畜産においては、農家戸数が減少しているが、飼養頭数はほぼ横ばいである。畜産物の販売価格は近年安定しているものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、インバウンドや外食関係の消費が伸び悩んでおり、先行き不安な状況にある。

### (1) 農業者の高齢化

- ⇒①農業従事者の高齢化に伴い、離農が増加している。
- ⇒②農業労働力の不足による経営規模の縮小がみられる。
- ⇒③農業生産量の減少がみられる。

### (2) 農業・農村の後継者の不足

- ⇒①農村集落の人口減少等による活力の低下がみられる。
- ⇒②将来の地域農業を担う「担い手」農家が不足している。
- ⇒③農業労働力の低下に伴う農地の荒廃化（耕作放棄地の増加）がみられる。

(3) 産地間競争の激化と農産物価格の低迷

- ⇒①農家の農業生産意欲の低下が懸念される。
- ⇒②農業離れの加速化が懸念される。
- ⇒③農家経営における長期経営計画の見直しが必要である。

(4) 中小零細規模農家が大半

- ⇒①経営規模が小さく単位コストが高くなり生産効率が低い。
- ⇒②個別経営の農家がほとんどであり，農作業の共同化など進んでいない。
- ⇒③自給的農業経営も多く，担い手への集積が進まない面がある。

(5) 水田農業への依存

- ⇒①水田の割合が高く稲作が主体であるが，米価格が低迷している。
- ⇒②水田においては，排水対策等の必要から他品目への転換が困難である。
- ⇒③平坦部の優良農地はほとんどが水田である。

(6) 鳥獣被害の増加

- ⇒①イノシシや鹿，猿，カラス，あなぐま等の被害が著しく増加している。
- ⇒②高齢化に伴う猟友会会員の減少がみられる。
- ⇒③被害の長期化による農家の生産意欲低下がみられる。

#### 4 重点推進品目等の状況

本町の園芸・果樹における重点品目については，13品目を選定して推進を図ってきたところである。このうち特に拡大を図る品目として5品目を選定して推進を行ってきた。

<重点品目> ※令和元年度末現在

拡大推進品目 (5品目)	・トマト・いちご・ごぼう・ハウスきんかん・うめ
重点推進品目 (6品目)	・さといも・かぼちゃ・温州みかん・ぶどう・なし ・マンゴー
振興推進品目 (2品目)	・ジャンボいんげん・白ねぎ

<GAP等の取得状況>

○かごしまの農林産物認証

「さといも」，「かぼちゃ」，「ごぼう」，「トマト」，「いちご」，「いんげん」  
「ハウスきんかん」，「うめ」，「温州みかん」，「マンゴー」，「茶」，「なし」  
「ほうれん草」，「しいたけ」

## 第3章 農林業産出額の現状と目標

### 1 産出額の現状

農林業産出額は、令和元年度で151億1,386万円であり、耕種部門が32億4,146万円（21.4%）、畜産部門が118億5,760万円（78.5%）となっている。

特に耕種部門の中では水稻の占める割合が49.4%と約半分を占めており、水稻と畜産部門で全体の産出額の89.0%を占めている。

品目毎で1億円を超える農業産出額となっている作物は、水稻、茶、トマト、花きの4品目である。

#### <耕種部門>

- ①普通作物の産出額は、全体の10.6%を占めている。ほとんどが水稻で、前年度と比較すると生産量・生産額とも減少傾向にあることに加え、米価格は全国的に下落傾向にある。しかしながら、本県は米の消費県であることから、買入れ価格はここ数年上昇傾向にある。
- ②工芸作物は、2.5%を占めている。茶の在庫過多による単価安やたばこの生産調整による栽培面積の減少などで、産出額は減少の傾向にある。
- ③野菜は、4.2%を占めている。輸入農産物の拡大や産地間競争の激化による単価の低迷などの要因により、産出額は減少の傾向にある。
- ④果樹は、1.4%を占めている。果樹は嗜好品として消費者の消費動向に左右されやすい面があることや、販売先の確保など不安定な要素も大きく、産出額は減少している。

#### <畜産部門>

- ①肉用牛（生産・肥育）部門の産出額は、31.1%を占めている。特に生産頭数や肥育頭数は、増加傾向である。
- ②豚（肉豚・種豚）部門の算出額は、19.3%を占めている。特に豚肉は、牛肉の代替需要として、枝肉価格が好調に推移している。
- ③養鶏（鶏卵・鶏肉）部門の算出額は、28.0%を占めている。特に鶏肉は、牛肉の代替需要として、鶏肉価格が好調に推移している。

### 2 産出額の目標

令和2年1月に発生した新型コロナウイルスの感染拡大により、一時農林畜産物の価格が下落したものの、国による支援策等により、価格は以前の価格に戻りつつある。

令和7年度の目標年次における農林業産出額は、令和元年度の151億1,386万円に対し、1億5,524万円増額の152億6,910万円とし、1.0%増額を見

込んだところである。

目標額の考え方として、人口減少や担い手不足による減産分もあるが、今回から柘野地区のほ場整備事業と関連して生産されるさといもの面積拡大が予想されることやブロイラーの飼養羽数の増加が考えられることから、これらの農業生産額が増加するものである。そのため、目標としては、現状維持か若干の増加で設定するものである。

加えて、畜産部門の順調な伸びも見込まれている。

#### <耕種部門>

- ①普通作物は、ほとんどが水稲である。面積について担い手不足により減少していくという考え方であるが、単収の増加や品質向上については、引き続き取り組んでいく。全国的に見て米価格は下落傾向にあるが、本県は米消費県のため、価格は横ばいで推移していくものと考えられる。
- ②工芸作物は、茶の品質向上と改植等による単収の向上を図る。
- ③野菜は、単収増による生産量の増加を図り、産出額で4.3%を占めている。
- ④果樹は、地球温暖化の影響により、着花のばらつきや落果等が出ており生産量が減少しているため、将来を見据えた品種更新等を図る必要がある。特にうめについては、新品種への更新や栽培技術の見直しにより、生産量の回復と増加を見込んでいる。

#### <畜産部門>

- ①肉用牛（生産・肥育）部門の産出額は、特に生産部門で子牛価格が好調に推移しており、肥育を含めて増頭を図ることで産出額の増加を見込んでいる。
- ②豚については、飼養管理技術の改良等による生産量の増加と牛肉の代替需要の維持が見込まれることより、算出額の増加を見込んでいる。
- ③鶏については、飼養管理技術の改良等による生産量の増加と牛肉の代替需要の維持が見込まれることにより、算出額の増加を見込んでいる。

<農林業産出額の現状と目標>

(単位：ha, t, 千本, 頭, 千羽, 千円)

区 分	R1年度				R7年度				比較 B/A	
	面積等ha	生産量t	生産額A	割合%	面積等ha	生産量t	生産額B	割合%		
<b>耕種部門</b>	1,614.0	15,767	3,241,464	21.4	1,445.5	15,022	3,024,400	19.8	93.3	
<b>普通作物</b>	1,297.1	6,669	1,600,179	10.6	1,129.0	5,727	1,301,650	8.5	81.3	
水稻	1,268.1	6,442	1,591,161	10.5	1,100.0	5,500	1,292,500	8.5	81.2	
麦	7.0	10	1,518	0.0	7.0	10	1,600	0.0	105.4	
かんしょ	8.0	205	5,740	0.0	8.0	204	5,710	0.0	99.5	
大豆	3.0	4	443	0.0	3.0	4	480	0.0	108.4	
そば	11.0	8	1,317	0.0	11.0	8	1,360	0.0	103.3	
その他(小豆, 陸稲)	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	100.0	
<b>工芸作物</b>	180.0	472	374,382	2.5	174.0	455	379,220	2.5	101.3	
茶(荒茶)	166.0	419	320,954	2.1	160.0	400	320,000	2.1	99.7	
葉たばこ	9.0	28	48,208	0.3	9.0	30	54,000	0.4	112.0	
その他(なたね)	5.0	25	5,220	0.0	5.0	25	5,220	0.0	100.0	
<b>野菜</b>	52.9	1,095	628,000	4.2	62.6	1,147	660,600	4.3	105.2	
トマト	5.8	528	164,600	1.1	6.0	528	164,600	1.1	100.0	
いちご	3.1	85	79,000	0.5	2.6	71	78,100	0.5	98.9	
ごぼう	6.0	60	18,000	0.1	4.0	40	12,000	0.1	66.7	
さといも	15.0	150	15,000	0.1	20.0	200	40,000	0.3	266.7	
かぼちゃ	21.0	260	41,200	0.3	21.0	260	41,200	0.3	100.0	
ジャンボいんげん	2.0	12	10,200	0.1	2.0	12	10,200	0.1	100.0	
なす					4.0	24	5,000	0.0	-	
にがうり					3.0	12	9,500	0.1	-	
その他			300,000	2.0			300,000	2.0	100.0	
<b>果樹</b>	77.1	447	204,973	1.4	73.6	610	249,000	1.6	121.5	
梅(青果)		75	20,896	0.1		100	20,000	0.1	95.7	
梅(加工)	40.0	71	10,815	0.1	35.0	200	40,000	0.3	369.9	
きんかん	4.5	96	64,098	0.4	4.5	100	75,000	0.5	117.0	
ぶどう	3.1	30	30,000	0.2	3.1	30	30,000	0.2	100.0	
なし	5.6	100	40,000	0.3	5.2	100	40,000	0.3	100.0	
マンゴー	0.9	9	18,000	0.1	0.8	10	22,000	0.1	122.2	
温州みかん	23.0	66	20,164	0.1	25.0	70	21,000	0.1	104.1	
その他			1,000	0.0			1,000	0.0	100.0	
<b>花き(千本)</b>	6.3	7,083	433,930	2.9	6.3	7,083	433,930	2.8	100.0	
<b>畜産部門</b>			11,857,603	78.5			12,232,000	80.1	103.2	
<b>乳用牛</b>	生乳(頭)	32	244	25,432	0.2	32	260	27,000	0.2	106.2
<b>肉用牛</b>	生産(頭)	8,828	2,946	2,094,606	13.9	9,000	3,000	2,100,000	13.8	100.3
	肥育(頭)		2,654	2,600,922	17.2		2,700	2,700,000	17.7	103.8
<b>豚</b>	肉豚(頭)	38,600	59,498	2,387,678	15.8	40,000	60,000	2,450,000	16.0	102.6
	種豚(頭)		14,011	523,722	3.5			530,000	3.5	101.2
<b>採卵鶏(千羽)</b>		172	3,043	520,098	3.4	175	3,100	525,000	3.4	100.9
<b>ブロイラー(千羽)</b>		1,761	8,365	3,705,145	24.5	1,800	8,400	3,900,000	25.5	105.3
<b>飼料作物(産出額含めず)</b>		938	41,272	239,377		938	41,272	239,377		100.0
<b>青果用たけのこ</b>		128	16	14,802	0.1	128	14	12,708	0.1	85.9
<b>合 計</b>			15,113,869	100			15,269,108	100	101.0	

## 第4章 農林業振興の基本的な考え方

### 1 めざす農林業のすがた

本町は、水田の占める割合が高く、水稲と園芸、果樹、畜産など多品目を組み合わせた複合経営が主体となっている。農業者の高齢化が進行するなかで、将来においても健全な農業・農村の環境を維持・保全していくためには、地域ぐるみで進める「集落営農」と、やる気のある「担い手」を育成していく必要がある。

農林産物の生産については、産地間競争の激化に伴い競争力を高めていく必要がある。特に園芸等においては、重点的に推進する作物を「重点推進品目」として定め、産地ブランド化を推進する。

また、水田の有効活用を図るため、水田転作における重点推進品目の作付けや戦略作物の導入、水稲後の二毛作など農業生産の拡大を推進する。

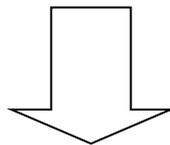
畜産については、優良牛の産地「さつま牛」のブランド確立と、生産頭数の維持確保や全体の増頭を図るために大規模畜産農家を育成する。また、水田を中心とする耕種部門と畜産部門の連携強化を図り、自給粗飼料の確保対策と堆肥の投入による有機農業の推進を図る。

林業については、豊富な竹林資源を活かし日本一早い早掘りだけのこの産地確立と竹資源の活用研究を進めるとともに、森林の持つ公益的機能の維持保全に努める。

労働力不足や省力化対策としては、農福連携を進めるとともに、生産性を飛躍的に向上させるスマート農業の推進に努める。

今後は、国が策定した新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、人口減少が本格化する社会にあっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業や食料産業の成長産業を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図っていく。

また、農林産物のグローバルな物流による輸出の促進や SNS 等を活用した新たな販売方法も視野に入れ取り組んでいく。



- ①地域ぐるみで支える「集落営農」の確立
- ②企業的経営感覚を持った認定農業者をはじめとする担い手の育成確保
- ③重点品目の拡大による産地ブランドの確立
- ④水田の有効活用の推進
- ⑤良好な農村の風景や景観がある農業・農村社会の維持保全
- ⑥全国に誇る「さつま牛」の確立

- ⑦竹林資源の有効活用
- ⑧生産から加工・販売までの6次産業化の推進
- ⑨有害鳥獣対策の強化
- ⑩スマート農業の推進
- ⑪農福連携の推進

## 2 計画の推進

本計画は、本町における今後の農林業振興を図るための基本指針となるものである。誰がどのように推進するのかが重要であることから、達成すべき目標数値を掲げながら、毎年度の進行管理を行い推進するものとする。

推進にあたっては、各農林業関係機関で構成する「さつま町農林技術協会」が主体となって推進する。各品目における専門部会の更なる活動強化や部会間の連携を強化し、本町農林業振興を推進するものとする。

- ①目標数値の設定と進行管理
- ②農林技術協会における専門部会の活動強化と全体の連携強化
- ③関係機関及び農林技術協会員の本町農林業振興に対する共通理解

## 第5章 農業の振興（分野別取り組み）

### 第1 担い手の育成

本町の農業は、過疎高齢化により後継者や担い手が減少してきており、耕作放棄地の増加や管理不足による生産基盤の脆弱化が進行している。一方、世界的な異常気象や新型伝染病により、新たな働き方・暮らし方を模索している。その中で特に担い手不足や労働力不足は重大な課題であり、今まで様々な対策を講じてきたが解決には至っていない。背景としては、日本が抱えている少子高齢化（農業者の高齢化率 7 割）や産業形態の変化により農業所得が未だに低く、中山間地域である本町の基盤整備圃場の面積が狭いなど、作業効率が悪い事も一因と考える。

現状下で新たな農業経営を考え、人・農地プランの実質化や農地中間管理機構を通じての集積事業、担い手育成、中心経営体への事業導入、新規就農者制度等様々な施策に取り組んできた。

今後は、農地中間管理事業への取組やさつま町担い手育成総合支援協議会<sup>※1</sup>による支援を一層強化し、人・農地プランを推進する20地区の中心経営体への集積を進めながら、営農エリアごとに集約を図ることにより、担い手不足や遊休農地解消に繋げ、また、労力軽減となる新しい技術等の導入を推進し労働力不足を補いながら、将来のさつま町の農業を築いていく必要がある。

※1 参考資料：さつま町担い手育成総合支援協議会とは、町、農業委員会、北さつま農協、北薩地域振興局、北薩農業共済組合、町農林技術協会で構成する協議会

#### 1 推進の基本的考え方

- ①地域の合意に基づき地域における担い手を明確にした上で、認定農業者や認定新規就農者の確保・育成や集落営農の組織化を図るとともに、集落営農の法人化を推進する。
- ②一元的に経理を行い経営主体として実体を有し、地域の農地利用の相当部分を担う集落営農を育成する。
- ③担い手への農地の面的集積や集団的土地利用を進めるために農地中間管理機構を活用し、地域農業の将来を担う大規模経営の担い手を育成する。
- ④地域農業の担い手となることが期待される意欲ある新規就農者の確保・育成を図る。
- ⑤女性農業者の経営参画や地域農業における位置付けを明確にして、女性の活躍の場を広げ、農村における男女共同参画を推進するほか家族経営協定の締結を促進する。
- ⑥兼業農家、高齢農家、定年帰農者の営農支援や生きがい対策として集落営農での役割分担による農業への参画や地産地消を推進する。
- ⑦労働力不足対策として、「スマート農業」「農福連携」「外国人雇用」についても調査、検討する。

⑧それぞれの農業経営を守るため、令和2年度から創設したさつま町収入保険制度支援対策事業を活用し、収入保険制度への積極的加入を推進する。

## 2 現状・課題

### (1) 新規就農者

農業就業人口の減少などに対応していくためには、地域農業の担い手となることが期待される意欲ある新規就農者を確保し、育成することが求められている。

### (2) 認定農業者

効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者は、230経営(うち法人45、令和元年度末現在)となっている。望ましい農業構造の実現により本町の基幹産業である農業を持続的に発展させていくためには、地域農業の核となる効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手を確保・育成する必要がある。

### (3) 集落営農

水稻関係の集落営農組織は16組織(令和元年度末現在)育成されており、農作業の受委託や共同作業、転作の団地化等の農地の利用調整を実施している。

このうち、農事組合法人が3法人、特定農業団体が2団体設立されている。このほか農用地利用改善団体が14団体組織されている。

集落営農組織では、耕作面積が拡大する一方で従事者の高齢化が進んでおり、新たなリーダーの育成、機械化体系の強化、労働力確保等が課題となっている。

### (4) 女性農業者

農業の振興や農村の活性化を図るためには、農業就業人口の大半を占める女性の農業経営や地域の担い手としての位置付けを明確にし、女性の活躍の場を広げる必要がある。

### (5) 高齢農業者等

高齢農家、兼業農家、定年帰農者など意欲ある農業者の活動を促進するため、生産活動や地域の話し合い活動等へ参画しやすい環境を整備する必要がある。

### (6) さつま地域農業管理センター

農作業の受委託を受託者部会等に再委託している。この組織はJAと町が出資している任意組織であるため農業公社のような業務ができない状況である。

### (7) 農地中間管理機構

担い手への農地の集積、集約化が進みつつあるが、十分ではない。また、「信頼できる農地の中間的受け皿」として農地中間管理機構を活用した集積活動が一

層必要である。

### 3 推進対策

#### (1) 新規就農者・認定新規就農者・青年農業士

新規就農者や認定新規就農者、青年農業士の確保・育成を図るため、指導農業士や薩摩中央高校、農業大学校等との連携を強化する。

特に認定新規就農者については農業次世代人材投資事業資金を活用し就農後の定着を支援する。

また、定年帰農者の受入れ・支援を行う体制を整備するほか、農業青年クラブ活動についても支援を強化する。

- ①指導農業士等による巡回訪問指導及び支援の強化
- ②さつま町担い手育成総合支援協議会が中心となり、確保・育成に向けた各種支援活動を展開する。
- ③農の里親制度の活用。

#### (2) 認定農業者

効率的かつ安定的な農業経営への発展が見込まれる農業者に対して認定農業者制度の理解促進活動を展開して誘導を推進するほか、終期到来者に対する再認定への支援を行う。また、巡回訪問（3年目及び5年目）によるフォローアップ活動に努め、農業経営改善計画の進捗状況に応じた各種支援策を展開する。

- ①認定農業者への誘導と再認定の支援。
- ②指導農業士の育成確保。
- ③巡回訪問活動の強化。
- ④さつま町担い手育成総合支援協議会が中心となり農業経営改善計画の達成に向けた各種支援活動を展開する。
- ⑤各種事業導入への指導助言に努める。

#### (3) 集落営農

人・農地プランの話し合いなど、地域の話し合い活動による合意形成を推進し、地域における認定農業者等の有無や規模拡大志向等を踏まえながら地域の進捗度合いや地域の実情に応じた推進に努める。

既存の農作業受託組織等については、一元的に経理を行うなど経営主体として実体を有する組織への発展を推進するとともに、農用地利用改善団体の育成を図りながら地域の農地利用の過半を担う特定農業法人などの担い手に経営発展していく取組を推進する。

また、基盤整備を契機とする新たな集落営農のモデル地区を育成する。

- ①作業受委託組織の確保・育成
- ②農用地利用改善団体及びモデル地区の育成
- ③担い手育成支援室を中心に地域での合意形成活動の支援を行うとともに、集落営農の発展段階に応じたきめ細かな支援活動を展開する。
- ④農地中間管理事業による集積を進め、営農エリアごとに集約を図る。

#### (4) 女性農業者

家族の話し合いを基本とした家族経営協定の締結や方針決定過程の場などへ女性を登用し、農業経営や地域農業への積極的な参画を推進する。

また、女性農業経営士の確保、育成に努める。

#### (5) 高齢農業者等

農作物生産、加工・販売活動や都市住民との交流及び食育、地産地消などに、自分の知識や技能、経験を生かしたいと考えている意欲的な高齢農業者等に対して情報提供を積極的に行い、参画しやすい環境づくりを推進する。

#### (6) さつま地域農業管理センター

水田（稲作）の農作業受委託業務を行いながら地域農業の総合的な発展と生産性の高い近代農業の確立を推進する。

#### (7) 農地中間管理機構

機構が所有者から農地を借受け、公募した借受希望者（担い手）へ貸付けることで、農地の集積・集約化を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する。また、「信頼できる農地の中間的受け皿」であることを、広く住民へ周知する広報活動を継続していく。

#### <育成目標数>

区 分	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	備 考
新規就農者・認定新規就農者	31	35	
認定農業者（経営体）	231	230	
集落営農（特定農業法人・特定農業団体含む）	16	20	
うち農業法人（特定農業法人）	3	3	
農用地利用改善団体	14	15	
農地中間管理事業（農地集積）	440.3 (ha)	660.0 (ha)	40ha/年

## 第2 園芸作目等の推進（重点品目等の推進）

園芸をめぐる情勢は担い手の減少をはじめとした労働力不足、温暖化による異常気象、少子高齢化による人口減による消費量の減少、消費者ニーズの多様化など大きく変化してきている。

このような中で産地ブランドの確立、あるいは産地の生き残へりをかけた取り組みが課題となっている。

さつま町においては、特色を活かした農業振興を図るため、重点的に推進する品目を指定し、産地ブランドの確立を目指して取り組んでいる。

### 1 園芸等の全体的な現状・課題

- ① 農業者の高齢化や後継者の不足などにより離農や経営規模縮小の傾向にあるため、担い手を確保する必要がある。
- ② 国際化による輸入農産物の拡大や産地間競争の激化及び景気の後退等により、農産物価格が低迷している（農業生産意欲の低下に繋がることが懸念される）。
- ③ 産地間競争が激化するなか面積拡大を図り産地確立を目指すためには、生産の持続性が必要であり、価格の安定など流通販売対策の強化が急がれる。
- ④ 生産施設整備など投資額が大きいものについては、特に長期的な経営計画に基づく農業経営の安定が必要である。
- ⑤ 農業資材や燃料及び肥料等の高騰が続いているので、低コストで省力的な農業を進める必要がある。
- ⑥ 消費者の食に対する安心・安全のニーズが高まってきているので、かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）の認証取得など、安心・安全で環境に配慮した農業を進める必要がある。

### 2 推進対策

#### （1）重点推進品目の見直し指定

重点推進品目の指定については、特色を活かした農業振興を推進することとして14品目（野菜8品目、果樹6品目）を指定する。

また、重点推進品目の中でも、親いもの活用が期待され、柵野地区において実施される農地中間管理機構関連農地整備事業及び高収益作物導入促進基盤整備事業の事業実施により、面積拡大が計画されているさといもを最重点品目として新たに指定する。

これまでの園芸品目の4品目と果樹品目の6品目については、引き続き重点品目として指定する。

さらに、露地野菜であり設備投資も比較的少なく、また省力的で高齢者等でも栽培できる品目や価格等で有利に販売できる品目を、これからの振興品目として

3品目指定する。

<重点推進品目一覧>

	品 目	最重点品目	重点品目	振興品目	備 考
野菜 8品目	さといも	○			格上げ
	かぼちゃ		○		
	ごぼう		○		
	トマト		○		
	いちご		○		
	ジャンボいんげん			○	
	なす			○	新規品目
	にがうり			○	新規品目
果樹 6品目	ハウスきんかん		○		
	うめ		○		
	温州みかん		○		
	ぶどう		○		
	なし		○		
	マンゴー		○		

(2) 水田転作作目の推進による産地づくり

水田転作については、麦、飼料作物、WCS、加工用米などの戦略作物や重点品目、不作付地を合わせると水田総面積の約半分を占めている現状である。生産条件の良い水田や排水対策を実施することで汎用化が図られる水田については、積極的に汎用化を進め、生産性の高い高収益作物への転換を推進し、産地化を図る。

- ①水田転作における産地交付金を活用した作付誘導を行う。
- ②弾丸暗渠や額縁明渠等の施工による排水対策により、水田の高度利用を推進する。

(3) 農産物の有利販売対策の強化

農産物の生産拡大があっても、生産コスト以上の価格で流通販売できなければ、農家の所得につながらない。このため、消費者の需要動向や市場動向を十分に調査・研究し、作物の生産拡大の推進と販売戦略を同時に進め、農家が安心して生産から販売までできる流通システムを確立する。

- ①新規品目の販路開拓や市場銘柄確立を目指し、少しでも有利販売ができるよう市場の動向調査や販路開拓を十分に行う。
- ②生産拡大の推進と販売戦略が一体となるよう、十分な検討を行う。
- ③量販店や企業との直接取り引き（契約栽培）の研究を行う。
- ④福祉施設や学校給食、病院・大企業食堂など農林産物を消費する機関団体等との契約栽培を研究する。
- ⑤契約栽培の推進による販売価格の安定化を図る。
- ⑥農林産物直売所等を活用した高齢農業者の生きがい農業の推進と、地産地消型の農業を確立する。

#### (4) その他支援体制

施設園芸等において初期投資の軽減を図るため、雨よけハウス等のなど小規模施設整備の活用を進める。

- ①町単独補助制度の活用による整備を行う。
- ②遊休ハウス等の活用希望者に対する情報提供を行う。

### 3 園芸作物の振興

園芸（野菜）部門における農業産出額は、約6億2,800万円（令和元年度）で、農業産出額全体の約4.2%を占めている。

水田地帯である本町において、農業生産額の拡大及び農家所得を確保していくためには、水田転作等において生産性の高い高収益作物等の導入による水田の有効活用を図り、園芸部門における農業生産額を拡大する必要がある。

#### (1) 園芸重点推進品目（8品目）の推進目標面積

作物名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	備考
さといも	15.0	20.0	◎
かぼちゃ	21.0	21.0	○
ごぼう	6.0	4.0	○
トマト	5.8	6.0	○
いちご	3.1	2.6	○
ジャンボいんげん	2.0	2.0	☆
なす	—	4.0	☆
にがうり	—	3.0	☆

◎は最重点品目、○は重点品目、☆は振興品目

## (2) 現状・課題

施設園芸の「トマト」「いちご」については、産出額においても主力を占め、これまで一定の産地ブランドとして確立されているが、近年は「いちご」の作付け面積が減少傾向である。また、露地品目については、初期投資が少なく比較的取り組みやすいものの気象災害を受け易くまた、他産地との競合もあり作付け面積は伸びない状況である。

- ①施設園芸は、初期投資が大きく生産農産物の価格が長期的に安定しないと設備投資の償還計画もままならず、容易に取り組めない。
- ②露地野菜については、比較的取り組みやすいが、価格変動が大きく、また、気象災害によって生産が不安定である。
- ③生鮮野菜についても、外国からの輸入が多くなり、価格競争が激しい。
- ④消費者においては、安心・安全な農産物を、地産地消で消費するという傾向がある。

## (3) 推進対策

### <全般的事項>

- ①施設園芸は、初期投資が大きいことから、収入保険制度や長期的な市場価格の安定性などを考慮し、投資可能額を十分検討し経営拡大規模を決定する。
- ②重点推進品目の面積拡大を推進する場合には、流通販売面の調査及び販売先の確保の検討を十分に行う。
- ③市場での評価を得るためには、品質は勿論、一定期間において一定量は出荷できるロット、栽培の継続性が必要である。
- ④他産業からの新規就農者の確保と遊休施設の経営継承を進める。
- ⑤園芸作物の6次産業化を図り、農家所得の向上に努める。
- ⑥かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）取得へ向けて積極的に取り組み、消費者に対し地元農産物の安心・安全をPRする。
- ⑦スマート農業の実現に向け、実証試験の取り組みを進め、省力化の検討を行う。
- ⑧定年帰農者向けの栽培講習会を実施し、生産者の掘り起しを行う。また、地場流通の販路開拓により少量多品目の生産、販売を強化する。

### <さといも>

- ①水田土地利用機械化体系の定着を図る。
- ②湛水栽培による品質向上と単収アップを図る。
- ③水田転作の最重点品目として、作付けを推進する。
- ④計画的産地拡大と契約安定栽培の確立を推進する。

#### <かぼちゃ>

- ①国産かぼちゃの安定産地としての確立を図る。
- ②作型分散による個別経営面積の拡大と安定販売を図る。
- ③水田転作の重点品目として、作付けを推進する。

#### <ごぼう>

- ①土地利用型安定作物である「新ごぼう」の計画的な産地維持に努める。
- ②適地選定及び共同利用体系による機械化を進め、経営コストの低減を図る。
- ③水田転作における重点品目として、作付けを推進する。

#### <トマト>

- ①重点作物で施設園芸作物として定着しており、耐候性ハウスの普及や既存ハウスの強靱化を図り、経営安定を進める。
- ②専作経営体育成を進める。
- ③優良品種の選定を実施し、産地ブランドの確立を図る。
- ④防虫ネット被覆の徹底により、「黄化葉巻病」対策を進める。
- ⑤環境制御装置の導入による収益性の向上と作業の効率化、平準化を進める。

#### <いちご>

- ①町の寒暖の差を活かした、美味しい「さつまのいちご」生産を推進する。
- ②育苗環境を改善し、健全な苗の生産による安定生産に努める。
- ③産地維持に向け、当地域に適合する新たな労力軽減品種の選定に取り組む。
- ④環境制御装置の導入による収益性の向上と作業の効率化、平準化を進める。

#### <ジャンボいんげん>

- ①高齢者向けの省力化作物として定着を図る。
- ②水田転作の振興作物として、作付を推進する。

#### <なす>

- ①初期投資が少なく安定した収入が得られる作物として定着を図る。
- ②栽培技術の向上と生産振興を図る。
- ③水田転作の振興作物として、作付を推進する。

#### <にがうり>

- ①比較的栽培が容易なことから、高齢者向けの省力化作物として定着を図る。
- ②栽培技術の向上と生産振興を図る。
- ③水田転作の振興作物として、作付を推進する。

## 4 果樹の振興

果樹部門における農業産出額は、約2億497万円（令和元年度）で、農業産出額全体の約1.4%を占めている。温州みかん、ハウスきんかんを主体とした常緑果樹と、うめ・ぶどう・なしを主体とした落葉果樹など県内でも果樹の品目としては様々な種類を有する産地である。

(1) 果樹重点推進品目（6品目）の推進目標面積

h a

作物名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	備考
ハウスきんかん	4.5	4.5	
うめ	40.0	35.0	
温州みかん	23.0	25.0	
ぶどう	3.1	3.1	
なし	5.6	5.2	
マンゴー	0.92	0.82	

すべて重点品目である。

(2) 現状・課題

果樹の特徴として、収穫作業や剪定作業といった機械化できない作業や、専門的知識が必要な作業が多いことから、規模拡大が進まず小規模な農家が多い。また、育成中は無収入期間になることから、新規参入者や品種更新が進まず、面積減少や担い手不足が慢性化している。また、温暖化の影響を受け、生産の不安定や着色障害等果実品質の低下を招いている。

- ①果樹栽培においては未収穫期間が一定期間ある。
- ②消費者においては嗜好品としての意識が強く、消費動向に価格が左右されやすい面がある。
- ③消費者の安全・安心に対する意識が高くなってきた。
- ④台風や秋冬期の温暖化など気象の影響を受けやすい。
- ⑤安定した出荷・販売先の確保が必要である。
- ⑥老木園の生産性低下がみられる。

(3) 推進対策

<全体的事項>

- ①高齢化による労力不足や市場の動向などを踏まえ、各品目の動向に即した推進を行う。
- ②着色不良による品質低下や生産の不安定など温暖化の影響が出始めている。将来を見据えた温暖化対応品種の導入や栽培技術の検討を行う。
- ③新規就農者や規模拡大農家を対象に、優良な廃作園地を集積することで、産地の維持・発展を図る。
- ④高齢化に対応するため、管理作業の省力化や軽労働化を目的としたスマート農業の積極的な導入の検討と実証を行う。

- ⑤食の安心・安全について、かごしまの農林水産物認証（K-GAP）を取得し、付加価値をさらに高めていく。
- ⑥果樹農業生産力増強総合対策（果樹経営支援対策事業）等の活用と推進を図る。

#### <ハウスきんかん>

- ①早期出荷比率の向上と高品質果実生産を図る。
- ②ステビア栽培によるこだわりの果実の生産・販売を図る。

#### <うめ>

- ①法人化による遊休地活用等を支援する。
- ②着果安定対策として優良品種への改植，新植を進める。
- ③低樹高，ジョイント栽培等，省力化につながる栽培技術の導入を図る。

#### <温州みかん>

- ①高品質果実生産に向けてマルチ栽培を推進する。「かごしま早生」など優良品種への改植，新植を進める。
- ②ヒリュウ台による「十万温州」の隔年結果の解消に努める。

#### <ぶどう>

- ①消費者ニーズに対応した新品種への更新を進める。
- ②無核化，短梢栽培等，省力化につながる栽培技術の確立及び推進を行う。

#### <なし>

- ①品種の組み合わせや多様な販売方法を検討し，現状維持を図る。
- ②ジョイント栽培等，省力化につながる新たな栽培技術の確立及び推進を行う。

#### <マンゴー>

- ①ヒートポンプの活用による品質向上，着花安定対策を進める。
- ②着果安定技術の確立と収量アップを図る。

### 花きの振興

花き部門における農業産出額は、約 4 億 3,393 万円（令和元年度）で、農業産出額全体の 2.9%を占めている。葉物（アイビー、スマイラックス等）や洋ランの切り花は全国トップレベルの産地で、企業的な法人経営が行われている。シクラメン等の鉢物・苗物では生産技術が高く、県内有数の高品質生産が行われている。

(1) 現状・課題（主に葉物・洋ラン）

- ①法人経営では雇用の確保が難しくなっており、今後の営農計画を策定実践しにくい状況であるため、経営を担える人材の確保と育成が大きな課題となっている。
- ②花きの認定農業者は所得目標を達成している農家が多いが、生産者は横ばいで、新規就農者を増やす支援が必要である。
- ③毎年、生産物やハウス施設等に台風被害が発生しており、耐候性のある施設等の整備を図る必要がある。

(2) 推進対策（主に葉物・洋ラン）

- ①安定的な雇用確保と人材育成の支援に努める。
- ②花き経営体（認定農業者）の育成を進める。
- ③花きの施設整備支援を図る。

<目標面積>

作物名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	備考
花き (ha)	6.3	6.3	

### 第3 工芸作物の推進

#### 1 茶業

茶業の特徴としては、川内川の川霧と寒暖差の大きな気象条件を生かした高品質茶産地であり、機械化も進み、茶工場では後継者が確保された経営体も多く、農地集積による規模拡大、集約化による効率化が図られつつある。

また、古くから有機栽培茶の取り組みが行われている。

##### (1) 現状・課題

茶業を取り巻く環境は、消費者の生活スタイルの変化に伴いリーフ茶の需要が減り、ドリンク茶への転換が進みつつあるなど消費動向に変化がみられる。

製茶工場の処理能力が小さく、老朽化している生産ラインが散見されるものの、後継者のいる農家と関係機関が連携を図り、既存施設・機械の有効活用の検討などを進め、産地を維持・発展していくことが課題となっている。

流通・販売形態は、県茶市場への荒茶出荷が大部分であるが、小売り茶の販路開拓や、近年、茶を使用した商品の開発にも力をそそいでいる。

また、生産工程管理（K-GAP、ASIAGAP等）や農薬飛散軽減対策を推進し、これまで以上に安心・安全な茶づくりに取り組んでいる。

①茶生産者の減少（H19：130戸 → R2：27戸）

②後継者のいる農家へ立地条件の良い茶園は集積が進んだものの、労働力や製茶工場等の処理能力を勘案すると、規模拡大はほぼ限界まで達している。

③有機栽培茶の需要が拡大しており、高品質な有機栽培茶を安定的に生産していく必要がある。

##### (2) 推進対策

①担い手農家の育成と適正な経営規模及び生産体制の推進を図る。

②低コストで高品質な茶の生産に努める。

③流通対策の推進及び銘柄の確立、販路開拓などを進める。

##### <目標面積>

作物名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	備考
茶 (ha)	166.0	160.0	

## 2 葉たばこ

畑作を中心に、盛んに生産活動が行われてきていたが、生産調整等により、生産者は急激に減少している。

しかしながら、葉たばこはあらかじめ示された価格で取引されるため、経営計画が立てやすい作物であるとともに、農地の高度利用等の観点からも重要な作物である。

### (1) 現状・課題

健康増進法の改正、段階的なたばこ製品の値上げなど喫煙環境の変化による消費量の減少や作業従事者の高齢化などにより、生産者数・面積ともに減少してきている。

- ①喫煙環境の変化により、たばこの消費量が減少している。
- ②生産者の高齢化や担い手不足等により、栽培面積が減少している。

### (2) 推進対策

- ①播種式、販売会研修を実施し、経営感覚に優れた担い手の確保・育成を行い、経営安定を図る。
- ②現地検討会などを実施し、生産者・関係機関団体において基本技術を共有する。
- ③廃プラスチック類、廃農薬の回収を行い、環境に配慮した生産の推進を行う。

### <目標面積>

作物名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	備考
葉たばこ (ha)	9.0	9.0	

## 第4 土地利用型作物の推進

令和2年3月31日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、土地利用型作物の米・麦・大豆については、スマート農業の導入等による省力化や生産コストの低減等を推進し、生産性向上を図る方針である。

本町は、経営耕地面積の約68%の2,180haが水田であり、そのうち主食用米は、1,268.1ha（令和元年度現在）が作付されており、水稲を主体とした経営が多くなっている。しかし、農業従事者の高齢化と減少により、生産力の低下や地域営農の維持が困難になりつつあるため、集落営農をはじめとする「担い手」の育成や、水田のフル活用による農家所得の向上を推進しているところである。

### 1 水稲

#### (1) 現状・課題

当地域は、ヒノヒカリとあきほなみを主体とした作付けがなされおり、県内でも有数の米どころであるとともに、県内で唯一の普通期水稲種子を生産している産地でもある。しかし、地球温暖化による異常気象や病害虫の異常発生、山間部等における鳥獣被害により、主食用米の品質低下や減収、普通期水稲種子では採種生産組合員の減少により1人当たりの栽培面積が増加しているため、農家の労力負担が増えていることが課題である。

一方、人口減少や一人当たりの米の消費量の減少により、国内の主食用米の需要が減少していることから、実需と結びついた生産・販売に努める必要がある。そのため、WCS用稲や加工用米などの非主食用米への作付け転換も課題となっている。

- ①大規模農家が少なく、零細規模の兼業農家や高齢専業農家が多い。
- ②高齢化による農作業労働力の低下が大きい。
- ③水田の荒廃化により、生産環境の悪化が懸念される。
- ④高温障害や病害虫被害、鳥獣被害による減収や品質低下がある。
- ⑤気象条件に応じた水稲の適正管理や品種の見直しが必要である。
- ⑥人口減少や一人当たり消費量の減少により、米の需要が減少している。

#### (2) 推進対策

本町は水田地帯で水稲作付面積が多いことから、米生産における農業所得の維持向上を図るため、作業省力化や生産コスト低減に向けて、豆粒剤やドローンの導入等による省力化栽培技術の普及に取り組む。また、良質米の安定生産及び安定販売を図ることや、主食用米の米価下落等へのリスク分散を図るために、次の項目を推進する。

- ①さつま町農業再生協議会水田フル活用ビジョンに基づき、良食味米やWCS用稲、加工用米等の非主食用米の作付けを推進する。
- ②栽培管理において、品種や用途に応じた地域別団地化を推進する。
- ③栽培ごよみに基づき、良食味米生産のために土づくりや種子更新推進、適正管理など指導を徹底し、良質米生産を支援する。

- ④安全・安心な農産物生産を図るため、農業生産工程管理を普及拡大する。
- ⑤米の機能性に着目した食育に取り組み、一人当たり消費量の拡大に努める。
- ⑥人・農地プランに基づいて、地域の担い手農家へ農地集積や団地化を行う。
- ⑦採種生産組合員が減少していることから、省力化栽培技術の普及や、採種ほ場の団地化を進め、普通期水稻種子生産量の維持を支援する。
- ⑧生産基盤の整備を推進するために、ほ場整備事業の導入を支援する。

<目標面積>

作物名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	備考
主食用米 (ha)	1,268.1	1,100.0	
WCS用稲 (ha)	181.8	150.0	
加工用米 (ha)	65.1	100.0	

2 麦・大豆・そば

(1) 現状・課題

麦については、国産麦の購入希望数量が販売予定数量を上回っている状況で、大豆についても、健康志向の高まりにより需要が堅調に伸びている。そばについては、飲食店等への販路が確保されており、需要に応じた供給を実現している。

水田転作作物として作付けされてはいるが、面積は少ないのが現状である。国の戦略作物にも位置づけられていることから、生産者への支援が必要である。

本町の経営耕地面積の68%を占める水田をフル活用する為にも、水田への作付けが望ましいが、排水性の悪いほ場では収量が減少する傾向にある。

- ①外国産に比べ生産コストが高く、栽培面積が少ない。
- ②水田転作作物としては、排水対策などが必要であり生産条件が悪い。
- ③加工業者等において、安心安全な国産品の引き合いが強い。
- ④国内での需要は拡大傾向である。

(2) 推進対策

経営所得安定対策において国の戦略作物に位置づけられており、国内においても国産を使った加工品などをはじめ、安心安全な食料や健康志向の高まりによるニーズがある。また、生産者から町内の農産加工グループや加工業者への出荷体制を整備し、地産地消を推進する。

- ①集落営農や水田転作等における団地化を推進する。
- ②農産加工グループや加工業者との契約栽培を推進する。
- ③栽培管理における品質向上対策を推進する。
- ④水田の排水対策により汎用化を図り、生産基盤を整備する。
- ⑤水田の排水対策機器の導入を支援する。
- ⑥植付機械や収穫調整機械の導入を支援する。

<目標面積>

区 分	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	備 考
麦 (ha)	7.0	7.0	
大豆 (ha)	3.0	3.0	
そば (ha)	11.0	11.0	

## 第5 畜産の振興

畜産の現状については、生産費の大半を占める配合飼料価格が依然として高止まりの状況にあり、畜産経営を圧迫しているなか、高齢化・後継者不足など大きな課題も抱えている。さらに、悪性家畜伝染病の国内外での発生を踏まえ、今後とも徹底した防疫措置・家畜衛生管理の実施に努めることが重要である。また、新型コロナウイルスの影響による景気落ち込みや牛肉等セーフガードの取り扱いについての協議動向や、日米貿易の第2次ラウンド、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の進展や、南米諸国関税同盟（メルコスール）等の交渉など、国際的な動きも懸念されるところである。

### 1 現状・課題

#### (1) 肉用牛

子牛価格は全国的な子牛生産頭数の減少と、枝肉価格の高値により相場高が継続していたが、新型コロナウイルスの影響を受けた枝肉相場下落により、子牛価格も落ち込みを見せた。薩摩中央家畜市場においては、優秀な種雄牛の造成と繁殖雌牛の改良により、他市場より下げ幅は小さく子牛取引価格は全国上位の成績を収めている。

しかし、60歳以上の農家が全体戸数の70%以上を占めるなか、農家戸数は年々減少し、繁殖雌牛頭数は、一貫経営の繁殖雌牛拡大により横ばいで推移しているが、市場上場頭数は年々減少していることから、今後の生産基盤の弱体化が懸念される。

また、牛伝染性リンパ腫等の疫病対策や、子牛の商品性向上により薩摩中央家畜市場のさらなる購買者誘致も急務である。

肥育牛農家については、配合飼料価格の高値・素牛の高騰と枝肉相場の変動による経営の圧迫が懸念されている。

- ①生産農家の高齢化、後継者不足による生産基盤の弱体化が進んでいる。
- ②肥育農家については、高い素牛の出荷と枝肉相場落ち込みにより経営の圧迫が続いている。

#### (2) 酪農

全国的な牛乳・乳製品の消費低迷による乳価の引き下げ、生産量の調整、搾乳牛の削減など厳しい経営状況である。このようなことから、良質粗飼料の増産に伴う良質の生乳生産に加えて、経営の安定のうえからも黒毛和種との複合経営が必要である。

- ①牛乳・乳製品の消費低迷が続いている。
- ②生乳の調整・削減が影響している。

#### (3) 養豚

海外での悪性家畜伝染病が収束しないなか、平成30年9月9日に国内では26年ぶりに豚熱が発生し、豚流行性下痢を含め各地で続発している状況にある。枝肉価格は高値で推移しているが、配合飼料価格の高騰、高齢化・後継者不足が懸念される。また、混住化による悪臭等の環境衛生対策や、TPP等今後の国際競争への対応が大きな課題である。

- ①競争力のある経営体の育成が必要となっている。
- ②野生猪の侵入防止柵の設置等防疫体制の強化が必要になってきている

#### (4) 養鶏（採卵・ブロイラー）

令和2年12月から、全国的に家きんに高病原性鳥インフルエンザが確認され、令和3年1月には、本町においてもブロイラー農場において感染が確認されたため、家畜伝染病予防法に基づく移動制限や搬出制限が実施され、養鶏業が危機に陥った。また、生産費の大半を占める配合飼料価格は高止まりの状況にあり経営を圧迫している。

- ①高病原性鳥インフルエンザ対策として、野鳥や小動物等の侵入防止の徹底など防疫体制の強化が必要である。

## 2 推進対策

高齢化・後継者不足など生産基盤の脆弱化、さらに畜産物の輸入増加や国内における産地間競争の激化及び畜産環境問題の顕在化など、畜産をめぐる情勢は一段と厳しくなっている。これからの本町畜産の振興を図るため、次の事項について指導・推進を行う。

- ①労働負担の軽減による高齢農家の経営維持と、各補助事業等を活用した優良雌牛の保留・更新を推進する。
- ②国際競争力強化を目的に、収益性の強化を図るため、国・県の有利な事業を活用した飼料生産基盤の整備や畜舎整備、機械導入等を推進する。
- ③家畜衛生対策の強化により、安心・安全な畜産物の供給を図るとともに、口蹄疫・豚熱・高病原性鳥インフルエンザ等、広く家畜防疫に対する認識の啓発に努める。
- ④統合家畜市場の有利性を強化するため、上場頭数の維持・拡大、施設整備等を畜産振興会と関係機関が一体となって積極的な活動を展開する。
- ⑤畜産におけるスマート農業の理解促進や技術導入を推進する取り組みを支援し、ロボット技術やICTを活用して、「超省力化」「快適作業」の実現を目指す。

#### (1) 肉用牛

家畜市場の活性化による有利販売を促進し、生産基盤の拡充を図り、上場頭数の維持・拡大を図る必要がある。そこで、関係機関一体となり、地域営農ビジョンの策定・実践・進捗管理への取り組みを強化し、農家の経営規模や将来目標に応じた経営計画に基づき、各種補助事業の有効利用を進め、収益力強化による経営安定のための指導體制を構築する。高齢農家と小規模農家が引き続き畜産経営を維持できる体制を確保するため、子牛預かり施設の利用推進や労働負担軽減のための牛舎等施設整備、飼養管理の改善による生産率向上対策、耕畜連携の推進等の体制づくりを進める。

また、段階的規模拡大等による大規模経営体の育成、新規就農者の支援を継続し、土地の有効活用と併せて飼料作物の生産拡大を図るため、畜産クラスター事業等国・県の有利な事業の導入・活用を推進する。さらに、「さつま牛」のブランド確立を図るため、

第12回全国和牛能力共進会（鹿児島大会）・県畜産共進会への積極的な取り組みと、試験交配対策事業による優良種雄牛の造成、生産基盤を強化するための優良雌牛の保留導入など、町単独事業についても引き続き活用・推進する。

なお、薩摩中央家畜市場の維持・拡大のため、商品性の高い子牛の生産と上場頭数の拡大、購買者誘致対策等に積極的に取り組んで行く。

- ①高齢農家や小規模農家が経営維持できる体制づくりを推進する。
  - ・畜産クラスター事業の活用による農家間の連携・協力
  - ・ヘルパー制度の有効活用
- ②各種補助事業等の導入による大規模経営体を育成する。
- ③優良牛の産地「さつま」の確立を図る。
- ④悪性家畜伝染病の侵入防止を図る防疫措置と、家畜衛生管理の強化を図る。

**(2) 酪農**

酪農経営の維持を図るため、飼養管理技術の改善による乳質・乳量の向上と消費拡大を促進する。また、酪農ヘルパー制度の活用、受精卵移植による肉用牛（黒牛）生産、繁殖用雌牛（黒牛）の保留・導入による肉用牛の生産も図りながら経営の安定を図る。

- ①乳質・乳量の向上促進を図る。
- ②肉用牛生産との複合経営による経営安定を推進する。
- ③牛乳・乳製品の消費拡大を推進する。

**(3) 養豚・養鶏**

養豚については、競争力のある養豚経営体の育成と高品質な豚肉の低コスト生産を図るため、種豚改良や防疫、家畜衛生管理を徹底し、養豚経営の安定を推進する。

養鶏については、安全で高品質な鶏肉・鶏卵の生産を推進するため、家畜防疫体制の徹底を図る。また、高病原性鳥インフルエンザ等の鶏病予防のため、庭先飼いの小規模農家への防疫に対する啓発を行う。

- ①種豚改良により、高品質な豚肉の低コスト生産を推進する。
- ②安心・安全で高品質な鶏肉・鶏卵の生産を推進するため、家畜防疫体制の徹底を図る。
- ③高病原性鳥インフルエンザ・豚 PED 等、疾病予防の啓発推進を図る。

<目標数量>

区 分	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	単 位	備 考
肉用牛（生産）	2,946	3,000	頭	
肉用牛（肥育）	2,654	2,700	頭	
乳用牛（生乳）	244	260	t	
養 豚（肉豚）	59,498	60,000	頭	
養 鶏（採卵）	3,043	3,100	t	
養 鶏（ブロイラー）	8,365	8,400	千羽	



## 第6 むらづくりの推進

### 1 共生・協働の農村（むら）づくり運動

農業者の自主性と住民の参加を基本に、農村の活性化を図る運動として、昭和52年度から「農村振興運動」、平成5年度から「新・農村振興運動」、平成19年度からは農林水産業以外も含めた新たな村づくりを推進する観点から、「共生・協働」の考え方を基本とする「共生・協働の農村（むら）づくり運動」を展開してきた。

基本的には、地域における課題や振興計画を自らが取り組み実践していく「地域づくり活性化計画」を区公民館単位で策定し、その達成のための運動を展開してきた。

なお、計画の策定と実践については、区公民館活動や地域活動支援事業とも連動を図っている。

今回のプランでは、共生・協働の農村（むら）づくり運動を基本に、「人と自然と地域が支え合う みんなで創る農村社会」を目指しているが、各種関係機関の計画との整合性を図りながら、農村集落内外の多様な主体が連携した新たな農村（むら）づくりを推進していく必要がある。

### 1 推進の基本的考え方

農村集落内外の多様な主体が連携した農村（むら）づくり活動を支援し、新たなコミュニティづくりによる農村集落の活性化を促進する。

#### （1）現状・課題

- ①高齢化・過疎化及び兼業化の進行が、話し合い活動の減少に繋がり、地域の連帯性が薄れてきている地区もあり、地域力が低下しつつある。
- ②地区の運営組織体制について、温度差が大きい。
- ③地域のリーダーや役員への負担が大きくなってきている。

#### （2）推進対策

- ①話し合い活動の中心となるリーダーを確保・育成していきながら地域、個人、それぞれの役割分担を明確にして、持続可能な「共生・協働の農村（むら）づくり」を展開する。
- ②地区間の交流と取り組み内容の意見交換の場となる、交流・研修会を定期的開催していく。
- ③地域活性化対策として、定住促進を推進する。

## 2 中山間地域対策

### (1) 現状・課題

本町は、傾斜地が多い等の立地特性から、中山間地域に位置している。中山間地域は、農業の生産条件が不利な地域であり、少子高齢化や人口減少により、農業生産のみならず、地域コミュニティの維持が困難になることが懸念されている。また、農業・農村が持つ、国土保全、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成などの多面的機能の低下が憂慮される。

#### [主な課題点]

- ① 農村集落における少子高齢化や人口減少による農業生産基盤や集落機能の維持困難が懸念される。
  - (ア) 耕作者や集落機能の担い手など、後継者不足が顕著である。
  - (イ) 耕作放棄地や荒廃農地の増加により、農業生産活動や農村景観への悪影響が懸念される。
  - (ウ) 集落内で共同利用する農業用施設の維持管理労力不足が見られる。
- ② 住民が広く享受している、農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮が困難になっている。

### (2) 推進対策

中山間地域の個性を活かし、地域農業や農村集落を活性化するために、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度等を活用し、各品目別の対策とともに、農地の保全や集積、担い手確保など、地域の基礎体力を維持・向上させる取組を推進する。また、農作業の省力化・生産性の向上や農産物のブランド化、集落機能の強化等、地域農業の発展に向けた地域独自の取組を支援する。

中山間地域等直接支払制度については、令和2年度現在92協定が取り組んでいるが、第5期対策においても、農業生産活動の継続や、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮のために積極的に活用を図り、持続的な取組体制の構築に努める。

#### [中山間地域等直接支払制度に係る重点項目]

- ① 複数集落の連携や広域化を推進し、事務負担の軽減や持続的な体制の構築を図る。
- ② 農作業の省力化・生産性向上及び集落機能の強化等に係る取組の支援を行う。
- ③ 中山間地域の特性を活かした取組を推進し、都市住民との交流や非農家住民との連携を図る。
- ④ 集落内の話し合いにより、集落及び協定農用地の将来像の明確化を支援する。

#### <取組目標>

区分	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
通常単価協定の割合(%)	83.7	83.7
協定面積(ha)	1,273.2	1,273.2

### 3 都市農村交流

#### (1) 現状・課題

本町の価値ある資源を活用した地域色豊かな様々な活動や農林漁業体験民宿、観光農園、特産品等販売施設等を核とした都市農村交流活動が展開されている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染防止対策等へ対応も新たな課題となっている。

①主な都市農村交流活動は次のとおりである。

- ・奥薩摩のホタル舟・二渡ほたる舟・みやんじょ温泉竹ホタル・ひがん花祭り
- ・泊野観光たけのこ園・梅収穫交流会・森林体験学習・修学旅行の受入等

②観光農園協議会には11件が加盟しているが、後継者育成が必要な農園もある。

③農林漁業体験民宿は11軒が営業しているが、農家の高齢化などもあり受入が困難な場合もある。

④各都市農村交流活動は、地域の主体性はあるが単発的な実施が多い。

⑤感染症等防止対策への対応は必要不可欠である。

#### (2) 推進対策

本町の豊かな地域資源の魅力を十分に活かした交流活動を継続するためには、最も重要な地域資源となりうる後継者等の人材育成に取り組む必要がある。

また、滞在型の農山漁村体験である農泊を推進するため自然環境、景観、伝統文化等の地域資源を見直し、グリーン・ツーリズムによる農業体験に繋げるとともに、農家民宿の施設整備などを推進し、既存農家設備等の充実への取組みに加え、新しい農家民宿の開業を推進する。

①さつま町グリーン・ツーリズム協議会による人材育成や農業体験メニューの開発に取組み、協議会の自立的な活動を支援することで都市農村交流を推進する。また、関係機関と連携しながら農園後継者育成等に努める。

②各地域資源や都市農村交流活動を有機的に結び付け、農泊を推進する。

③施設整備支援や農家民宿開業支援などの環境整備に取り組み、交流人口の増加、関係人口の創出を図る。

④都市農村交流に必要な公衆衛生を推進する。

#### <取組目標>

区分	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	備考
農家民宿営業軒数(軒)	11	11	
さつま町産業祭&JA農業祭来場者数(人)	—	15,000	ただし、町民来場者数を含む。



## 第7 農用地の有効利用

本町の農業構造は、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、平成24年度に地域の話し合い活動により、町内全域において策定された「人・農地プラン」を基礎として、平成26年度から始まった農地中間管理事業による農地集積は進みつつある。これを機に更なる事業推進を図りながら担い手への農地集積が図られる可能性がある。

### (1) 現状・課題

農業就業人口の高齢化及び減少に伴い、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が、一部遊休農地となっている。近年は、農地中間管理事業による農地集積（地域集積も含む）が進みつつあるが、資産的保有傾向や相続未登記であることにより、契約が困難な場合もある。これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

- ①農地の資産的保有の傾向や相続未登記により、規模拡大志向農家への流動化が停滞している。
- ②農業後継者不足や流動化の停滞による遊休農地が拡大している。
- ③農業後継者不足や高齢化など農作業労働力の低下により、農地の荒廃化が進んでいる。
- ④農地の荒廃化による周辺農地への悪影響が懸念される。

### (2) 推進対策

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会と鹿児島県農地中間管理機構や担い手育成支援室を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集や分析活動を一層活発化し、農業委員等による農地の「貸したい」「借りたい」総点検活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

近年、遊休農地が増加傾向にあるが、少なくとも生産条件の良い平坦部等の優良農地については、認定農業者等の規模拡大志向農家への利用集積を図るなど、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に更に努める。

認定農業者等への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域（農業を考える会）での話し合いを促進し、合意形成による農用地利用改善団体の育成を図る。また、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を明確化する。

基盤整備済等の耕作条件の良い遊休農地については、関係者と協議し（相続未登記解消のための指導を含む。）農地としての有効利用を図る。不整形で狭小な条件不利地については、農作業事故の防止や省力化を推進するための手段を講じる。

- ①農地の出し手と受け手（貸したい・借りたい）の情報の一元的管理により，利用集積の促進を図る。
- ②全町的な利用調整による集団化など，好条件での担い手への利用集積を図る。
- ③農業者の高齢化が進む中，農業生産の効率化を図り，遊休農地を防止するため，優良農地の「担い手」への利用集積・集約を推進する。

<農地流動化等の目標>

区 分	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	備 考
利用権設定面積 (ha)	495.0	700.0	
耕作放棄地面積 (ha)	106.4	158.0	
農用地利用改善団体 (組)	14	15	

○具体的な活動

- ・農業・農村現場での農地パトロールの実施（遊休農地・実態把握）
- ・遊休農地，無断転用等の是正に関する指導
- ・農地所有適格法人の報告徴収と要件充足のための指導
- ・農地基本台帳及び町の地図情報のシステムによる事務処理の効率化
- ・農地情報の適切な提供
- ・認定農業者等の担い手への農地利用集積の促進
- ・作業料金，借地料などの定期的な見直し
- ・農地中間管理事業を利用した農地集積(地域集積)，営農エリアごとの集約を推進

## 第8 土地基盤の整備

本町の耕地面積は全体で 3,200 ha となっており、そのうち水田が 2,180 ha (68.1%)、畑が 1,020 ha (31.9%) となっている。

水田については、川内川及びその支流沿いの比較的生産条件の良い平野部に大きく広がっている。昭和 40 年代から農業構造改善事業や県営ほ場整備事業などの実施により土地基盤の整備に取り組み、農業生産性の向上に努めてきたところである。

畑地については、まとまった団地がいくつかあるものの中小規模の団地が多く、しかも傾斜地等で生産条件は低いことから、各個別事業における畑地造成事業や大規模農地開発事業に取り組んできたところである。

### (1) 現状・課題

本町におけるほ場整備については、これまでに様々な事業を導入した結果、整備率は水田で87.5%、畑で31.4%となっている。しかし、不整形で狭小な農地も依然として多く、特に山間部の農地においては、耕作条件が悪いことから耕作放棄地が拡大しつつある。また、耕作者の高齢化や後継者・担い手不足等により、農業用施設の適正な維持管理による長寿命化対策が課題となっている。

そこで、生産性の高い農業構造を確立するとともに、地域の特性を活かした集落営農や認定農業者等への農地集積を促し、ほ場及び用排水施設等の生産基盤整備や水田の汎用化、多面的機能支払交付金制度の活用を推進する必要がある。

- ①山間部の農地については、不整形で狭小な農地が多く耕作条件が悪い。
- ②農家数の減少や高齢化により、農業用施設（農道、用排水路等）の維持管理が困難になってきた。
- ③水田の有効利用（汎用化）による生産向上を図るためには、排水対策が必要な水田も多い。
- ④山間部の基盤整備については、平坦部に比べ事業費も大きく農家の自己負担も大きい。
- ⑤山間部の中小規模の農地については、高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷などにより、新たな土地基盤整備事業の実施が困難である。

### (2) 推進対策

将来にわたって良好な農村環境の維持保全を図るためには、農業生産基盤の整備や農業用施設の維持管理の徹底などが重要な要素である。

そのため、農業生産体制の強化と利便性の向上や水田の汎用化を実施するための暗渠排水等の基盤整備を、より良い補助事業を導入しながら推進していく。

また、農業用施設の維持管理や耕作放棄地の防止については、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金等を活用し、維持管理に努める。

- ①高率補助の国・県事業の導入により、各種土地基盤の整備の推進を図る。  
 ・ほ場整備・各種農道整備・用排水対策整備等
- ②水田汎用化の推進を図る。
- ③農地の保全や農業用施設の適正な維持管理による長寿命化を図るため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度等の活用を推進する。

<土地基盤整備事業計画>

事業名	地区名	実施予定年度
中山間地域総合整備事業	柏原	H20~R3
//	さつま北部	R5~
水利施設等保全高度化事業 (高収益作物導入促進型)	柘野	R元~
農地中間管理機構関連農地整備事業	柘野	R元~ 6
//	羽有	R4~ 9
//	木渋	R5~ 10
農業用河川工作物応急対策事業	大坪	H30~R4
農業水路等長寿命化防災減災事業	甫立原ほか	R2~
農地耕作条件改善事業	さつま3期	R2~6

<土地基盤整備の状況>

区分		現状 (元年度)	目標 (7年度)	備考
田	ほ場整備面積 (ha)	1,638.0	1,643.0	
	ほ場整備率 (%)	87.5	87.8	
畑	ほ場整備面積 (ha)	273.0	275.0	
	ほ場整備率 (%)	31.4	31.6	

## 第9 安心・安全な農林産物の生産や地産地消等の推進

「食と農」を取り巻く状況は、地球温暖化の影響等による猛暑や干ばつ、ゲリラ豪雨、かつてない勢力の台風発生など、異常気象が確認され、農作物の栽培については、年々難しくなっている状況である。

また、食品の偽装表示や野菜の残留農薬基準等については、消費者の関心が高まってきており、「食の安心・安全」や農産物の「地産地消」に向けた取り組みが強く求められている。

### (1) 消費者に顔の見える農林業の推進

農林産物に対する消費者の安心と信頼の確保を図るため、JA北さつまの各作物部会を始め、農産物生産グループにおいてGAP※の取得を支援していく。

また、地元スーパーや量販店において、地産地消コーナーを設置し生産者を紹介するなど、安心・安全な食の供給に努めるとともに、これら生産者の取り組みを的確に伝えるなど、消費者に顔の見える農林業を推進する。

※GAP（農業生産工程管理）とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

### (2) 持続可能な農林業の推進

地域の有機資源を利用した良質堆肥を用い、健全な土づくりを基本としつつ、化学肥料や農薬の適正使用を推進するなど、環境への負担軽減に配慮した持続可能な農業生産体制の構築強化を図る。また、消費者の「食」への安心・安全の意識の高まりから、有機栽培による農産物への関心が高まっており、下記により有機農業を推進する。

- ・環境保全型農業直払交付金の活用・推進
- ・有機栽培グループの育成
- ・有機農産物の契約栽培の推進

### (3) 農薬飛散防止対策の徹底

お茶農家を中心に、県内で始まった「お知らせ旗」の取り組みを導入するとともに、下記の事項について取り組む。

- ・ポジティブリスト制度及び農薬飛散防止対策の周知・啓発
- ・ポジティブリスト制度施行に伴う農薬使用上の問題点の抽出とその対応策の検討及び対応策に基づいた地域の農業者等への指導
- ・農薬飛散防止対策技術の導入・検討
- ・お知らせ旗の実証モデル地区における実証試験及び検証
- ・お知らせ旗実証モデル地区の拡大
- ・残留基準を超過した場合の再発防止対策の実施

#### (4) 食育の推進

食に関する情報を正しく理解し、健康で安心・安全な食生活の実現を図るため、家庭や学校教育での望ましい食習慣の定着を支援し、食の安全や地域の食文化について、子供の頃から関心を持ち、食の選び方等を自ら実践できるよう「食育」を推進する。

#### (5) 地産地消の推進

生産者は消費者に新鮮で安心・安全な農林産物を供給し、消費者は地域内の農林産物を消費するよう地産地消の取り組みを推進する。取り組みの方法としては、直売所や学校給食に地域産農林産物食材の活用を推進する。

また、学校給食における地産地消推進会議を開催するなど、関係機関と連携しながら地産地消の推進を図る。

##### <取り組み目標>

項目	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
宮之城学校給食センターにおける町内産野菜の使用割合	41.1%	50.0%

#### (6) 農産加工等の推進

農産物価格が低迷する中で、農家所得の向上を図るために、農産物への付加価値を付けた販売対策が必要である。そのため安価な農産物を活用した加工品等の取り組みを推進し、直売所や商店等との直接取り引きを目指すなど、生産農家の6次産業化を推進する。また、町内の商工業者や農産物加工業者等と連携（農商工連携）した新商品の開発等を推進する。

- ・市場や共販等に出せないB品とされる農産物（形状が悪い、時期はずれで価格が安いなどの理由はあるが、農産物としては支障ないもの）を活用した加工品づくりの推進
- ・町内で多く生産される農産物を使った加工品開発の推進
- ・町内加工業者への原材料の提供及び試作品づくりの推進

##### <取り組み目標>

項目	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
総合化事業計画認定者 ※	3件	4件
新たに新商品開発に取り組んだ農林漁業者の数	1件	2件
開発した新商品の数	4件	8件

※「総合化事業計画」とは、農林漁業の経営改善を図るため、農林漁業者等が農林水産物の生産及び加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画である。食料産業・6次産業化交付金のうち、6次産業化施設整備事業等の実施に必須の計画である。

#### 〔7〕有害鳥獣被害防止対策の推進

町の鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金事業や町単独補助事業により防護柵の設置、狩猟者支援、有害鳥獣捕獲報償金の支払い等を実施している。

今後も防護と捕獲の両面から鳥獣被害防止対策を進めて行くが、特に防護については、住民一人ひとりの意識改革や集落ぐるみでの鳥獣被害防止対策を推進する。

鳥獣対策の順序

- ・優先順位1 みんなが餌付けとは何か、被害とは何かを学習
- ・優先順位2 守れるほ場、餌場と認識しにくい集落へ向けた環境改善
- ・優先順位3 柵の設置や追い払い
- ・優先順位4 有害鳥獣捕獲など

※1～2をやらずに3から始めても、被害は止まらない。

#### <取り組み目標>

区 分	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)	備 考
農林産物の被害面積 (ha)	32.3	22.0	
農林産物の被害額 (千円)	24,421	18,000	

#### 〔8〕農作業安全の推進

県内における農作業死亡事故は、平成22年から令和元年までの10年間で平均13.8件発生しており、死亡者の平均年齢は72歳で、65歳以上が全体の約8割を占めている。このように、高齢者による死亡事故が高い割合を占めており、農業従事者の高齢化が大きな要因の一つとなっていることは明らかである。

本町においても農業従事者の高齢化が進んでいることから、農作業時の安全確保対策の推進を図る。

- ・年1回以上の事故防止研修会の開催及び高齢者への受講推進
- ・農業機械の安全な取り扱いについて広報や関係機関と連携した周知活動の推進
- ・農作業安全推進協議会の設置

## 第6章 林業の振興

### 1 森林の整備と保全

#### (1) 現状・課題

本町の森林面積は、21,472 ha で町の総面積の 70.7%を占めており、そのうち民有林の面積は 15,776 ha で、人工林率は 48.6%である。主にスギ・ヒノキが植栽され、その多くは利用期を迎えており、皆伐も増加傾向にある。またその後の造林については、木材価格の長期にわたる低迷や担い手の高齢化などから放置され、手入れの行き届かない森林が多く見受けられ、森林の持つ国土保全や二酸化炭素吸収などの公益的機能が十分発揮されない状況が懸念されている。

- ①木材価格が、長期にわたり低迷している。
- ②森林所有者の高齢化等により、森林が放置されている。
- ③森林の持つ公益的機能が十分に発揮されないことが懸念される。

#### (2) 推進対策

森林の整備や保全については、森林所有者に対し森林の経営・管理の普及啓発を図るとともに、森林経営計画の作成を推進し各種補助事業を活用した森林の適正な管理を促進する。事業計画量については、鹿児島県森林・林業振興基本計画を踏まえ実施し、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用による健全な森林づくりと担い手育成等に取り組むとともに、関係機関と連携し苗木の生産体制と安定した供給体制の構築に努める。

- ①森林所有者への森林の経営・管理の普及啓発を図る。
- ②各種補助事業による森林整備等の推進を図る。
- ③再造林推進に係る体制づくりを強化し、関係者が一体となった取り組みを促進する。
- ④集約的施業、効果的路網整備により、木材生産コストの低減を図る。

### 2 特用林産物の振興

#### (1) 現状・課題

本町は全国でも有数の竹林面積を有し、特に豊富なモウソウチク林を有しているが、竹林所有者の高齢化・不在村化・台風災害等による荒廃竹林が増加している。たけのこ専用林においても、生産者の高齢化・担い手不足等により、管理の行き届かない元の荒れた竹林に戻ってしまい、早掘りたけのこの生産促進や竹林の有効活用など、豊富な竹林資源を活かした取り組みが必要となっている。また、生産組織や集出荷体制

については、北さつま農協を中心に整備がなされてきている。

また、しいたけやサカキ等の枝物など特用林産物については、担い手育成と生産組織の整備を図る必要がある。

- ①竹林所有者の高齢化等により、荒廃竹林が増加している。
- ②竹林の景観整備と竹林資源の有効活用がなされていない。
- ③特用林産物の担い手育成と生産組織の整備が必要である。

## (2) 推進対策

生産者の高齢化等により放置竹林が増加している中で、竹林管理技術の普及啓発を図るとともに管理路開設などによる労働力の軽減を促進し、行政・生産・流通等各分野が一体となって、地域ぐるみの生産振興・集出荷体制の整備を図り、「さつまたけのこ」ブランドの生産・流通拡大に努め、日本一早い「早掘りたけのこ」の生産の振興に努める。また豊富な竹林資源を活かした竹材生産の振興と竹林の景観保全に努める。

しいたけやサカキ等特用林産物の中核的な担い手を育成し、生産組織の整備を促進して、生産基盤の整備・生産技術の向上による生産拡大を図る。

- ①竹林管理技術の推進を図る。
- ②伐竹・搬出作業等の受委託体制の整備の促進を図る。
- ③補助事業を導入したたけのこ専用林の整備促進を図る。
- ④特用林産物の中核的担い手の育成と生産基盤の整備を図る。

## <取組目標>

区分	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	備考
再造林率(%)	41.6	67.0	鹿児島県森林・林業振興基本計画の目標に準ずる。
竹林面積(ha)	128.0	128.0	

## 第7章 推進体制

さつま町の農林業の推進については、関係機関団体で組織する「さつま町農林技術協会」と「さつま町担い手育成総合支援協議会（担い手アクションサポートチーム）」と連携して推進する。

農林業を取り巻く環境が厳しい中で、産地としての生き残りをかけての取り組みが始まっているところであり、さつま町の今後の農林業の将来は各農家の意識はもとより、農林業に携わる各関係機関（者）の貢献にかかっていると見える。

「さつま町農林業いきいきプラン」の推進にあたっては、農林業の振興に関係する各関係機関が共通理解のもとに同じ目標を持って推進する必要がある。

このようなことから、従来の専門部会活動や各部会間の連携などを更に強化し、農林業振興に係る各種の支援・指導を進める必要がある。推進にあたっては、本計画を基本として各関係機関が共通の理解と同じ目標の基に一体となって取り組むものとする。

○農林技術協会員数 107人

○専門部会数 9部会

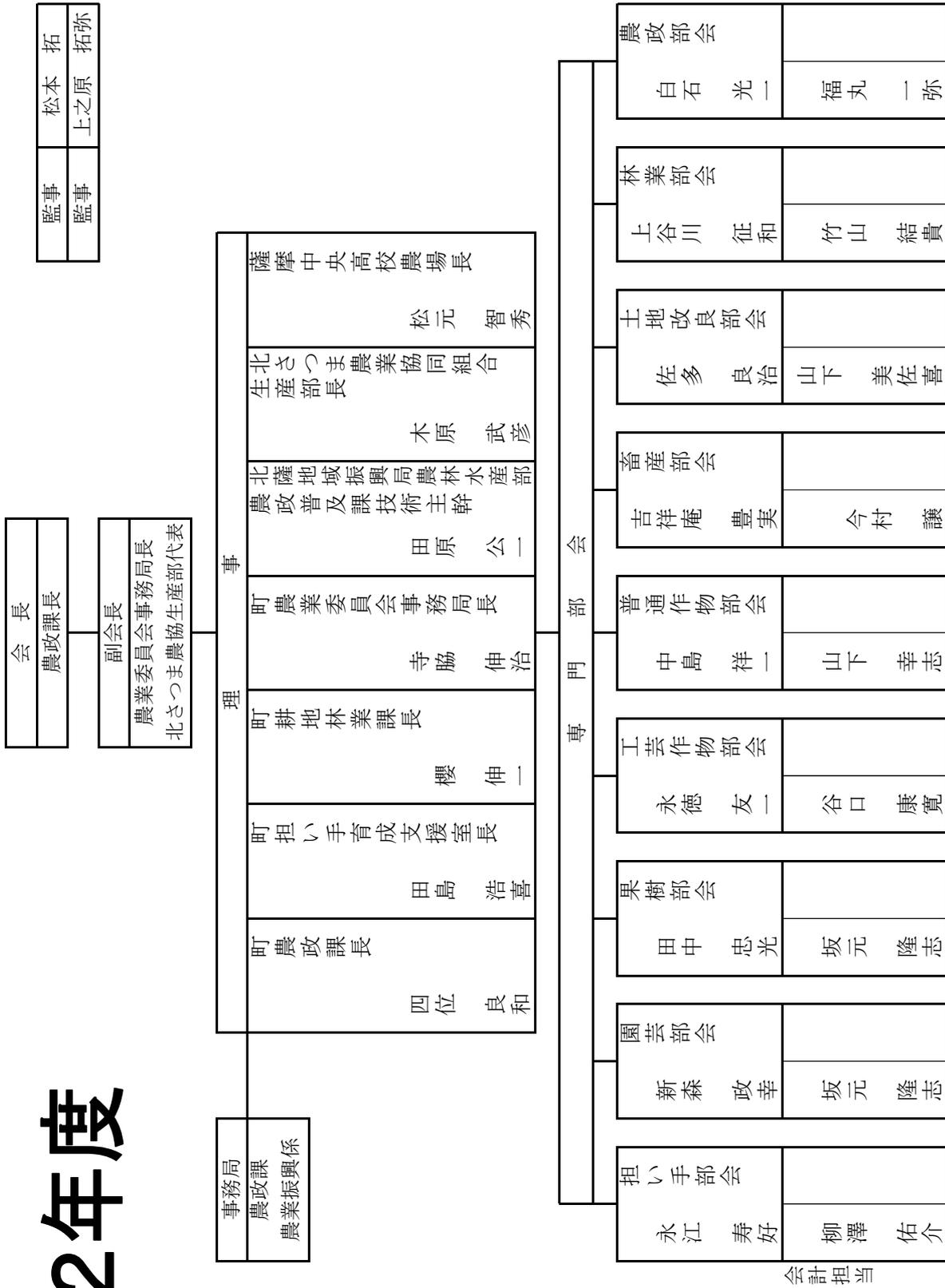
- ①担い手部会 ②園芸部会 ③果樹部会 ④工芸作物部会 ⑤普通作物部会  
⑥畜産部会 ⑦土地改良部会 ⑧林業部会 ⑨農政部会

### <さつま町農林技術協会の構成組織>

組 織	人 数	備 考
さつま町	43	
さつま町土地改良区	2	
北薩地域振興局	12	
北さつま農業協同組合	27	
北薩農業共済組合	6	
北薩森林組合	3	
薩摩中央高校	13	
薩摩西郷梅生産組合	1	
計	107	

さつま町農林技術協会組織体制図

# R2年度

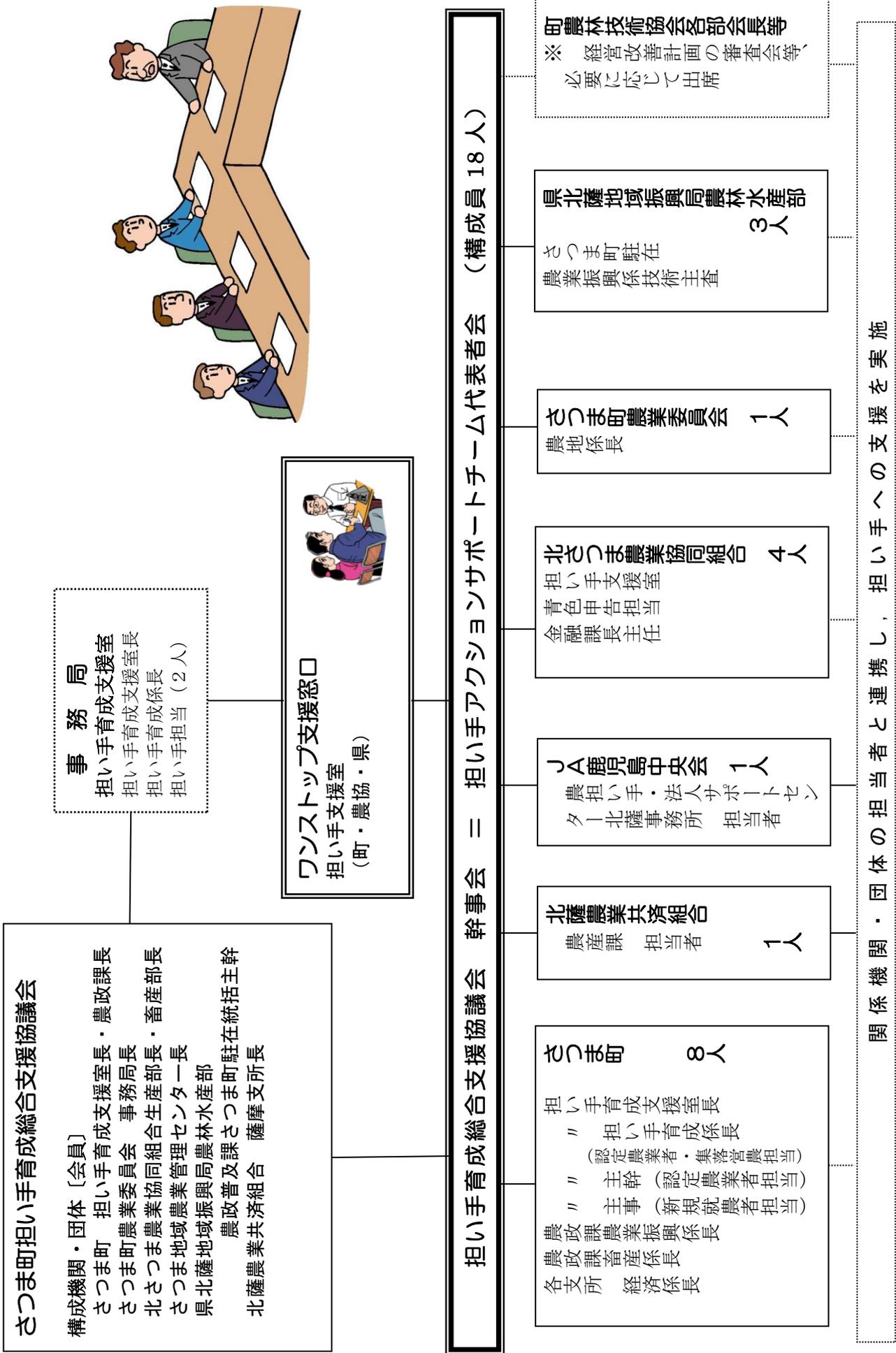


※各部会ごとに、必要に応じて新規就農者支援チームを設置する。

1. 会員については、次の団体等から本協会の趣旨に賛同するものとする。

- ①北さつま農業協同組合 ②北薩地域振興局農林水産部 ③北薩農業共済組合 ④北薩森林組合 ⑤薩摩中央高校
- ⑥さつま土地改良区 ⑦さつま町役場 ⑧薩摩西郷梅生産組合

さつま町担い手育成総合支援協議会及び担い手アクションサポートチーム組織体制図



さつま町農林業いきいきプラン策定検討委員会委員名簿

番号	所属	組織名	役職	氏名	備考
1	県	北薩地域振興局農政普及課さつま町駐在	技術主幹（総括）	田原 公一	
2	J A	北さつま農業協同組合	生産部長	木原 武彦	
3	福祉団体	さつま町社会福祉協議会	総務係長	角井 修	
4	農業組織	さつま町農業委員会	委員	山内 美千代	
5	農業関係団体	さつま町農産加工懇話会	会長	中山 敬志	
6	農業関係団体	川薩地区指導農業士会	副会長	西之原 良二	
7	農業関係団体	さつま町畜産振興会	会長	城戸 伸二	
8	農業関係団体	宮之城猟友会	会長	山崎 文久	
9	農業関係団体	さつまファームレディ倶楽部	代表	福岡 万里子	
10	農業関係団体	さつま町農業青年クラブ	会長	別府 弘教	
11	農業関係団体	鹿児島県土地改良事業団体連合会	北薩事務所長	久保 義文	
12	林業関係団体	北薩森林組合	森林整備課長	上永野 靖	
13	行政	さつま町農政課	課長	四位 良和	
14		さつま町農業委員会	事務局長	寺脇 伸治	
15		さつま町耕地林業課	課長	櫻 伸一	
16		さつま町担い手育成支援室	室長	田島 浩喜	

※事務局

番号	所属	組織名	役職	氏名	備考
1	行政	さつま町農政課	課長補佐兼農業振興係長	山口 泰徳	
2		さつま町農政課	農業振興係主事	山下 幸志	